



## 青少年(3歳から21歳)の親のための特別支援教育紛争解決手続きクイックガイド

本ガイドは、障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)) パートB の手続き上の保護措置や、連邦法または州法の要件を解釈、修正、または置き換えることを意図したものではありません。保護者の方は、ケンタッキー州教育省特別支援教育・早期学習局 (Kentucky Department of Education, Office of Special Education and Early Learning) にお問い合わせください。

意見の相違が生じた場合、KDEは、以下の紛争解決方法を検討する前に、地元の特別支援教育局長 (director of special education (DoSE)) に連絡することを提案します。その目的は、保護者と学校関係者が協力して、子どもの教育について決定することです。多くの場合、非公式な話し合いを通じて解決策が見出されることがあり、適正手続きの話し合いや正式な書面による苦情よりも迅速に解決され、良好な関係を維持することができます。地元の学校区の詳細については、[KDEオープンハウスのウェブページ](#) (地元のDoSEの連絡先を含む) に掲載されています。

プロセス	調停	正式な苦情文書	適正手続きの聴聞
プロセス比較	<p>調停は、自発的かつ非対立的な紛争解決プロセスです。話し合いは公平な訓練を受けた調停者によって進行され、学生のニーズに焦点が当てられます。保護者と地区は、話し合い、協力して紛争解決していき、最終合意書を作成します。</p> <p>特別支援教育および/または関連サービスは、保護者と教育者の間でIDEA特有の意見の相違がある場合はいつでも利用できます。</p>	<p>正式な苦情文書とは、学校区が州または連邦の特別教育法の要件に違反したと主張する文書です。</p> <p>書面による正式な苦情:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違反の疑いから1年以内にOSEELに提出する必要があります。</li> <li>障害のある生徒の保護者、またはIDEAに違反したと考える団体や個人が提出することができます。</li> </ul> <p>正式な書面による苦情は、以下の問題を扱ってはなりません:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する市民権の侵害(504条または障害を持つアメリカ人の問題);</li> <li>児童虐待または育児放棄の申し立て</li> <li>教師の雇用、教師の割り当て、生徒の割り当てなど、地元学校区の専権事項)。</li> </ul> <p>上記の問題は法律違反に関わる可能性がありますが、正式な書面による苦情はIDEA違反のみを扱います。</p> <p>特定の児童についてIDEA特有の懸念がある場合、またはシステム全体に影響を及ぼす問題がある場合は、いつでも利用できます。</p>	<p>保護者と公的機関(学校区など)の間でIDEAの不一致が生じた場合に、聴聞官が「当事者たち」と呼ばれる双方と、その不一致を解決する手続き。</p> <p>聴聞は、以下が含まれるあらゆる問題について要求することができます:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>識別、</li> <li>評価、</li> <li>教育の場とサービス、および</li> <li>自由で適切な公教育 (Free Appropriate Public Education (FAPE)) の提供。</li> </ul> <p>適正手続きの聴聞は、書面で請求し、保護者または地区が問題を認知した日、または認知するべきだった日から3年以内に提出しなければなりません。</p> <p>聴聞会が開かれる前に、当事者は解決のための話し合いの場を持つことが義務付けられており、学区には聴聞会要請の原因となった論争を解決する機会が与えられます。当事者が調停に同意した場合、または当事者が調停を放棄することに同意した場合は、話し合いは行われません。</p>
誰がイニシアチブを取るのか	保護者または学校区は、いつでも調停を要請することができます。州の教育機関も、より正式なプロセスの代替案としてこれを推奨する場合があります。両当事者は調停に参加することに同意しなければなりません。	個人または団体は誰でも、書面による正式な苦情を申し立てることができます。	保護者または学校区は、適正手続き審理の聴聞請求を提出することができます。これは書面で請求し、保護者または地区が問題を認知した日、または認知するべきだった日から3年以内に提出しなければなりません。
決定または望ましい結果	両当事者が合意した、署名された法的強制力のある合意書。	所見と結論を含み、最終決定の理由を一覧にした決定書。また、苦情に関連する子どもまたは子どものニーズに対処するために必要な措置も含めなければなりません。	事実認定と結論が記載された書面による決定で、特定の活動の実施を命じることがあります。
プロセスの区別	<p>調停の話し合いは秘密厳守です。</p> <p>参加者は一緒に解決策を考え、結果を決定します。</p> <p>調停は、正式な苦情文書や適正手続き審理を除外するものではありません。</p>	<p>これは、子どもとは無関係の人も含め、あらゆる人や組織に開かれた唯一の紛争解決手段です。</p> <p>最終決定には、子ども固有の是正措置や、システム全体の問題に関連する是正措置が含まれることがあります。</p>	<p>公聴会の正式な記録(書面または電子記録)を作成し、保護者に提供しなければなりません。</p> <p>この決定は州裁判所または連邦裁判所に上訴できます。</p> <p>勝訴した当事者は、別の裁判において弁護士費用の回収を試みることができます。</p>
メリット	<p>話し合いは機密事項です - 調停で話されたことは、適正手続き審理や民事訴訟の証拠として使用することはできません。</p> <p>提案は、他の紛争解決方法よりも柔軟で、対立の少ない選択肢を提供します。</p> <p>意見の相違を他の選択肢よりも迅速に解決することができます。</p>	<p>書面による決定は、期限を延長する場合を除いて、苦情が受理されてから遅くとも60日以内に出されなければなりません。</p> <p>苦情を申し立てる際に役立つ任意のフォームを用意しています。</p>	<p>不服申し立てが提出された日から決定が確定するまでの間、あなたと学区が別段の合意をしない限り、子どもは現在の教育施設に留まります。これを「未決」または「待機」と呼ばれます。</p> <p>決定は当事者に法的拘束力を持ちます。</p> <p>州の教育機関には、上訴されない限り、その決定が遵守されるようにする責任があります。</p>

プロセス	調停	正式な苦情文書	適正手続きの聴聞
<b>考察</b>	<p>調停は任意なので、親と学区の双方が参加に同意しなければなりません。</p> <p>問題が解決するか、合意が生まれるかは、参加者次第です。</p> <p>複雑な状況では、合意に至るまでに複数回の調停が必要になることもあります。合意書が作成される保証はありません。</p> <p>調停人は、the Kentucky Department of EducationのOffice of Legal Servicesから任命されます。</p>	<p>苦情を申し立てる個人または団体は、苦情に記載された問題を裏付ける事実を提供しなければなりません。</p> <p>このプロセスでは、関係者が共同で紛争を解決しようとする必要はありません。調停はいつでも選択可能です。</p> <p>提訴者、保護者、または地元教育機関 (local educational agency (LEA)) は、ケンタッキー州教育省 (Kentucky Department of Education) のコミッショナーに対して、提訴の書面による決定を不服とする権利を有するものとします。この異議申し立ては、決定を受け取ってから土日祝日を除いた 15 日以内に行うものとします。LEA は、異議申し立ての係属中であっても、所見報告書に明記された是正措置を実施する責任があります。</p>	<p>決定は、子どもの教育に関与していない聴聞官または行政法判事によって下されます。</p> <p>この決定には法的拘束力があります。</p> <p>決定が上訴された場合、上訴が確定するまで、その決定は実行されない可能性があります。</p> <p>学区は通常、弁護士が代理人となります。親が弁護士を雇う場合は自費となります。</p>
<b>意思決定者</b>	<p>参加者は一緒に解決策に取り組み、結果を管理します。</p>	<p>州の教育機関には、必要であれば調査が行われ、苦情に関する決定がなされるようにする責任があります。</p>	<p>聴聞官または行政法判事が決定を下します。</p> <p>ケンタッキー州では、当事者のいずれかが、適正手続きの結果について、例外的児童不服審査会に不服申し立てを行うことができます。上訴は、聴聞官の決定から 30 日以内に申請しなければなりません [707 KAR 1:340, Section 13 (1)]。</p>
<b>第三者の役割</b>	<p>調停者は、一般的に:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者がセッションの基本的なルールを作成することを助けます。</li> <li>安全な環境を作り、参加者が他の視点を尊重するよう促します。</li> <li>傾聴、関心の特定、懸念事項の明確化により、話し合いを導きます。</li> <li>意思決定はしません。また</li> <li>特別支援教育および関連サービスに関する法律を詳しく知っています。</li> </ul>	<p>調査員は:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>苦情に関連する情報を検討します。</li> <li>苦情に関係する人物と面談することができます。また</li> <li>適用される法律に基づいて所見と判断を下します。</li> </ul>	<p>聴聞官または行政法判事は:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公聴会前のすべての活動を含む、公聴会のタイムラインを監督します。</li> <li>審問を実施し、手続き事項を管理します。</li> <li>公聴会で提出された証拠と証言に基づき、適用法を用いて決定を下します。また</li> <li>審理前に問題が解決された場合、提訴を棄却することができます。</li> </ul>
<b>時間枠</b>	<p>適正手続きの苦情・聴聞請求や正式な書面による苦情がすでに提出されている場合でも、いつでも利用可能です。</p> <p>タイムリーなスケジューリングが必要です。</p>	<p>IDEAの下では、正式な書面による苦情は、本人が問題を認知した、または認知するべきであった日から1年以内に提出しなければなりません。</p> <p>書面による決定は、期限を延長する場合を除いて、苦情が受理されてから、遅くとも60日以内に出されなければなりません。</p>	<p>ケンタッキー州では、適正手続きの聴聞は、当事者が問題を認知した、または認知するべきであった日から3年以内に書面で請求し、提出しなければなりません (KRS 157.224)。</p> <p>決定書は、当事者から具体的な期限延長の要請がない限り、45日以内に発行されなければなりません。</p>
<b>財政的コスト／誰が負担するか</b>	<p>親が負担するべき費用はありません - 調停委員と施設は公費で提供されます。</p>	<p>申立人が負担するべき費用はありません - 調査および決定は公費で行われます。</p>	<p>聴聞、聴聞官または行政法判事、施設、決定は、公費で提供されます。</p> <p>各当事者は、弁護士費用や証人を含む費用を自己負担します。</p>
<b>人間関係への影響</b>	<p>調停者は、参加者がより効果的に問題を解決するのを助けるかもしれない。</p> <p>調停が成功すれば、当事者間の良好な関係を維持したり、学校と家庭の関係を改善したりすることができます。</p>	<p>このプロセスは人間関係を重視しません。</p>	<p>適正手続きは、最も敵対的な紛争解決プロセスと考えられています。</p>
<b>準備方法</b>  <b>その他のリソースは <a href="#">CADRE ウェブサイト</a> で利用可能です</b>	<p>役立つかもしれないこと:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調停中に話し合うべき問題を特定する。</li> <li>子どものニーズと質問事項をリストアップする。</li> <li>他の人に聞かれそうな質問を考え、可能な回答を書き出す。</li> <li>書類を整理し、日付とメモをつけ、予備のコピーを持参する。</li> <li>他の人に説明したり知らせたりするのに役立つような資料を持参する。</li> <li>他人のアイデアや可能な解決策に耳を傾け、慎重に検討する。</li> <li>話し合いの最中の感情にどう対処するか、前もって計画を立てる。</li> </ul>	<p>苦情申立人が行うべきこと:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>苦情申し立ての際に特定された問題を裏付ける情報を含める。</li> <li>ケンタッキー州の提訴要件に従うこと。 (<a href="#">707 KAR 1:340, Section 8</a>)</li> <li>学区に苦情のコピーを提出する。</li> <li>苦情に関する詳細情報の要求にはすべて適時に対応する。</li> <li>苦情に対する学区の回答を検討し、適切であれば、ケンタッキー州の指針に従って追加情報を提供する。</li> </ul>	<p>ケースを適切に提示するには、相当な準備が必要である。</p> <p>当事者たちは公聴会のために以下の準備をしておくべきです:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証拠を集め、提出する。</li> <li>証言、証人リスト、その他の審理書類を準備する。</li> <li>証人に質問し、反対尋問を行う。</li> </ul> <p>当事者は、弁護士を雇うか相談するかを選択する。弁護士を代理人としない者は、以下、「本人申立て」をする者として表す。これはラテン語で、法的手続きにおいて本人が自分自身を代表することを意味する。</p>

上記の内容は、障害者教育法 (IDEA) に基づく障害のある生徒に対する手続き上の保護措置と連動するように作られた非規制のガイダンスです。これは、提示された特定の事実の文脈において、適用される法令または規制要件の解釈を示す非公式な指針であることを意図しており、法的拘束力を有するものではありません。

CADRE (2015) より引用。CADRE 子どもと青少年 (3歳から21歳) の親のための特別支援教育紛争解決手続きクイックガイド (Quick Guide to Special Education Dispute Resolution Processes for Parents of Children & Youth (Ages 3-21)) Eugene, Oregon, CADRE。発行日: 2015年1月。